

# 福岡県建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱及び福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱の制定について

昭和 54 年 9 月 22 日  
54 管 第 528 号  
総務部長依命通達

本庁各部（課、室）長  
警 察 本 部 長  
教 育 長  
各委員会（委員）事務局長  
県 議 会 事 務 局 長  
各 出 先 機 関 の 長

福岡県施工の建設工事の指名競争入札制度適正化のため、さきに、福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和 53 年 12 月福岡県訓令第 22 号）が施行されたところではありますが、更に今回別紙のとおり福岡県建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱及び福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱が制定されましたので、指名競争入札参加者の選定に当たっては、両要綱により、事務処理に遺憾のないようにしてください。

なお、予定価格の決定及び入札の取扱いに関しても、下記の点に留意のうえ処理してください。

おって、昭和 38 年 10 月 21 日 38 土管発第 1774 号土木部長通知「入札の取扱いについて」、昭和 40 年 10 月 18 日 40 管発第 1008 号副知事通達「指名競争入札参加者の格付及び選定要綱について（依命通達）」及び昭和 48 年 5 月 7 日 48 管第 99 号総務部長通達『福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止処分要綱』の制定について（依命通達）』は廃止します。

以上のとおり命により通達します。

## 記

### 1 予定価格の決定について

予定価格の決定に当たっては、工事の設計金額に対応して取引の実例価格、需給の状況、履行の難易及び履行期限の長短等を考慮して適正に決定すること。

なお、予定価格の単位はできるだけ下位まで設定するよう配慮が望ましいものであること。

### 2 入札の取扱いについて

(1) 入札の回数は、再度入札も含めて 2 回限りとする。ただし、2 回目の最低価格が予定価格と僅少差である場合は、2 回目の最低入札者（失格者を除く。）の見積りにより、予定価格の範囲内で随意契約ができるものであること。

なお、この場合は、処理経過（伺決裁）を明らかにしておくこと。

(2) 入札の結果落札した場合は、直ちにその結果を発表すること。

なお、再入札に付する場合又は落札しないため、入札を打ち切った場合は、直ちに最低価格を発表すること。

### 3 設計書等の取扱いについて

設計書（起工中の設計書及び決裁のため回覧中の設計書等を含む。）取扱いについては、秘

密の保持に細心の注意を払うとともに退庁時においては、一定の場所へ保管する措置を講ずる等の配慮が必要であること。

(一部改正 平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 100 号)

(一部改正 平成 10 年 6 月 16 日 10 管行第 36 号)

(一部改正 平成 14 年 12 月 24 日 14 管行第 137 号の 3)

# 福岡県建設工事競争入札 参加者の格付及び選定要綱

最終改正 平成 31 年 1 月 11 日 30 財活第 2083 号

## (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 6 年 8 月福岡県告示第 1397 号。以下「告示」という。）に規定された競争入札に参加する建設業者（以下「業者」という。）の資格の審査、等級別格付及び各等級ごとの発注の標準となる請負工事の設計金額（以下「請負工事標準額」という。）を定め、福岡県が施工する建設工事について、業者を選定する上において必要な事項を定めるものとする。

## (主観的事項の評定)

**第 2 条** 告示別記の二に規定する主観的事項の評定は、競争入札に参加する者の県工事の工事成績、信用度等により行うものとする。

2 前項の工事成績、信用度等の評定は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表に規定する工事の種類ごとに、次の各号に掲げる値を合計することによって行うものとする。

### (1) 技術評価項目

入札参加資格を得ようとする年度の前年度の 1 月 31 日以前の 2 年間（以下「評定対象期間」という。）に完成届が提出された工事を別に定める工事成績評定表によって評定した総合評定の点数の平均点について、別表 1 により算出して得た数値。ただし、競争入札に参加するため共同企業体が結成された場合において、当該企業体に評定対象期間における工事の施工実績がないときは、当該企業体のそれぞれの構成員に別表 1 を適用して算出された数値の平均値とする。

### (2) 地域貢献活動評価項目

別表 2 に掲げる数値を合計した数値とする。この場合において、当該合計数値が 100 を超過するときは、100 とする。ただし、競争入札に参加するため共同企業体が結成された場合においては、当該企業体のそれぞれの構成員について、本号を適用して算出された数値の平均値とする。

### (3) その他評価項目

福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日 62 管行第 40 号の 2 総務部長依命通達）に基づく指名停止がなされ、前々年度の 2 月 1 日から前年度の 1 月 31 日までの間にその指名停止の期間の満了日が到来する業者については、その指名停止の期間の月数にマイナス 5 を乗じて得た数値（その指名停止の期間に 1 月に満たない期間があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、競争入札に参加するため共同企業体が結成された場合においては、当該企業体及び当該企業体のそれぞれの構成員に本号を適用して算出された数値のうち、当該企業体の数値と当該企業体のそれぞれの構成員の数値の平均値を比較していずれかその絶対値が大きい方の数値とする。

## (総合的な判定)

**第 3 条** 告示第二の一の 1 に規定する競争入札参加者の資格に係る総合的な判定は、告示別記一によって算出した客観的事項の審査の数値に、第 2 条によって算出した主観的事項の評定の数値を加減した数値により行う。

## (業者の格付基準)

**第 4 条** 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事及び管工事並びに専門工事（以下「工事の分類」という。）の等級別格付基準は、それぞれ別表 3 業者等級別格付及び発注基準表によるものとする。

(業者の等級別格付)

第5条 業者の等級別格付は、第3条によって算出した総合的な判定数値を、前条に規定する業者等級別格付及び発注基準表の総合数値に対応させて行うものとする。

(工事分類の判定)

第6条 発注する工事が第4条に規定する工事の分類のいずれの工事に該当するかの判定は、工事の内容、目的等を考慮して行う。

(業者の選定)

第7条 業者の選定は、第4条に規定する業者等級別格付及び発注基準表の請負工事標準額に対応する等級に属する有資格者の中から、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
  - (2) 経営状況
  - (3) 工事成績
  - (4) 地理的条件
  - (5) 手持ち工事の状況
  - (6) 技術的適性
  - (7) 安全管理の状況
  - (8) 労働福祉の状況
- 2 前項の定めるもののほか、重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれがある者として、関係行政機関から通知があり、かつ業者選定の対象とすることが、適当でないと認められるものは、これを選定しないものとする。
- 3 工事の等級に対応する業者が少数であるとき、その他特に必要があるときは、工事成績が優れ、かつ、受注能力があると認められる場合に限り工事の等級により直近の上位又は下位の等級に属する業者を選定することができる。この場合において、選定できる業者の数は当該工事に係る選定業者総数のおおむね半数以下とする。
- 4 指名する業者の数は、原則として次に掲げるとおりとする。

| 実施設計額        | 指名する業者の数 |              |
|--------------|----------|--------------|
|              | 一般の場合    | 全業者が共同企業体の場合 |
| 1千万円未満       | 5人以上     | 5人以上         |
| 1千万円以上3千万円未満 | 6人〃      | 5人〃          |
| 3千万円以上7千万円未満 | 8人〃      | 6人〃          |
| 7千万円以上3億円未満  | 10人〃     | 6人〃          |
| 3億円以上        | 15人〃     | 8人〃          |

- 5 炭鉱離職者緊急就労対策事業又は産炭地域開発就労事業による舗装工事については、前条の規定にかかわらず土木一式工事として業者を選定することができる。

(急施工事等)

第8条 炭鉱離職者緊急就労対策事業又は産炭地域開発就労事業による工事、特に急施を要する工事、特殊の技術又は機械を必要とする工事については、前条の規定（同条第2項を除く。）にかかわらず業者を選定することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、特殊の事情があつて、前条の規定（同条第2項を除く。）によることが適当でないと認められるものについては、別に業者を選定することができる。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年9月22日から施行する。
- 2 福岡県建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和40年10月18日40管第1008号)による格付及び選定は、この要綱により格付及び選定があるまで、なお、その効力を有する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 4 日 55 管第 1292 号総務部長依命通達)

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 5 月 26 日 56 管第 142 号総務部長依命通達)

この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 9 月 1 日 56 管第 445 号総務部長依命通達)

この要綱は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 7 月 13 日 1 管行第 103 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成元年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中「前年度」を「前年」に改める部分は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 100 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 14 日 6 管行第 248 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 4 月 9 日 10 管行第 216 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 1 日 13 管行第 8 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 4 月 28 日 16 管第 95 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 6 日 16 管第 10749 号総務部長依命通達)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 1 月 31 日以前に完成した工事で成績の評定が同年 2 月 1 日以降に終了したものについては、平成 17 年度の評定対象期間に完成届が提出されたものとみなして、第 2 条第 2 項第 1 号の規定を適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 19 日 18 管第 11422 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 23 日 21 財活第 144 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 1 月 29 日 24 財活第 2131 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 26 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

附 則 (平成 26 年 1 月 30 日 25 財活第 2130 号総務部長依命通達)

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 27 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

**附 則**（平成 29 年 3 月 28 日 28 財活第 2682 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 30 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

**附 則**（平成 30 年 1 月 23 日 29 財活第 2264 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 30 年 1 月 23 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 31 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

**附 則**（平成 30 年 7 月 2 日 30 財活第 690 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 30 年 7 月 2 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 31 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

**附 則**（平成 30 年 7 月 27 日 30 財活第 888 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 30 年 7 月 27 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 31 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

**附 則**（平成 31 年 1 月 11 日 30 財活第 2083 号総務部長依命通達）

この要綱は、平成 31 年 1 月 11 日から施行し、改正後の福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の規定は、平成 32 年 5 月 1 日以降に発効する入札参加資格から適用する。

別表 1

## 技術評価点数の評定の基準

| 区分<br>施工実績<br>の合計の平均年額 | 減 点  | 加減<br>なし | 加 点   |
|------------------------|--|----------|---|
| 500万円未満                | -11 -10 -9 -8 -7 -6 -5 -4 -3 -2 -1         | 0        | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26                 |
| 500万円以上 750万円未満        | -20 -18 -17 -15 -13 -11 -9 -7 -6 -4 -2     | 0        | 2 4 6 7 9 11 13 15 17 18 20 22 24 26 28 29 31 33 35 37 39 40 42 44 46             |
| 750万円以上 1,000万円未満      | -24 -22 -20 -18 -15 -13 -11 -9 -7 -4 -2    | 0        | 2 4 7 9 11 13 15 18 20 22 24 26 29 31 33 35 37 40 42 44 46 48 51 53 55            |
| 1,000万円以上 1,500万円未満    | -28 -26 -23 -20 -18 -15 -13 -10 -8 -5 -3   | 0        | 3 5 8 10 13 15 18 20 23 26 28 31 33 36 38 41 44 46 49 51 54 56 59 61 64           |
| 1,500万円以上 2,000万円未満    | -33 -30 -27 -24 -21 -18 -15 -12 -9 -6 -3   | 0        | 3 6 9 12 15 18 21 24 27 30 33 36 39 42 45 48 51 54 57 60 63 66 69 72 75           |
| 2,000万円以上 3,500万円未満    | -38 -34 -31 -28 -24 -21 -17 -14 -10 -7 -3  | 0        | 3 7 10 14 17 21 24 28 31 34 38 41 45 48 52 55 58 62 65 69 72 76 79 83 86          |
| 3,500万円以上 5,000万円未満    | -42 -38 -35 -31 -27 -23 -19 -15 -12 -8 -4  | 0        | 4 8 12 15 19 23 27 31 35 38 42 46 50 54 58 61 65 69 73 77 81 84 88 92 96          |
| 5,000万円以上 7,500万円未満    | -47 -42 -38 -34 -30 -25 -21 -17 -13 -8 -4  | 0        | 4 8 13 17 21 25 30 34 38 42 47 51 55 59 64 68 72 76 81 85 89 93 98 102 106        |
| 7,500万円以上10,000万円未満    | -51 -47 -42 -37 -33 -28 -23 -19 -14 -9 -5  | 0        | 5 9 14 19 23 28 33 37 42 47 51 56 61 66 70 75 80 84 89 94 98 103 108 112 117      |
| 10,000万円以上15,000万円未満   | -56 -51 -46 -41 -36 -31 -26 -20 -15 -10 -5 | 0        | 5 10 15 20 26 31 36 41 46 51 56 61 67 72 77 82 87 92 97 102 108 113 118 123 128   |
| 15,000万円以上20,000万円未満   | -59 -54 -49 -43 -38 -32 -27 -22 -16 -11 -5 | 0        | 5 11 16 22 27 32 38 43 49 54 59 65 70 76 81 86 92 97 103 108 113 119 124 130 135  |
| 20,000万円以上             | -62 -57 -51 -45 -40 -34 -28 -23 -17 -11 -6 | 0        | 6 11 17 23 28 34 40 45 51 57 62 68 74 80 85 91 97 102 108 114 119 125 131 136 142 |
| 総合評定点数の平均点             | 54以下 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64         | 65       | 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90以上      |

注：施工実績の合計の年平均額とは、評定対象期間における1件の請負金額が250万円を超える工事の請負金額の合計を2で除したものをいう。

総合評定点数の平均点とは、評定対象期間における1件の請負金額が250万円を超える工事の請負金額を施工実績の合計で除したものに総合評定点数を乗じたものの総和をいう。

別表 2

## 地域貢献活動評価項目

|  |
|--|
| <p><b>1 雇用に対する取組</b></p> <p>(1)70歳以上まで働ける制度を導入している場合 5</p> <p>(2)新たな雇用により正規雇用従業員（期間の定めがなく直接雇用されている者をいう。）が増加している場合 5</p> <p>(3)協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合 5</p> <p>(4)児童養護施設等を退所した者を正規従業員として採用した場合 5</p> <p>(5)平成29年7月九州北部豪雨又は平成30年7月5日からの大雨による被災者を通算3か月以上新たに雇用した場合（被災事業者との下請負契約も含む） 5</p> <p>(6)福岡県による「ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーン」の登録を受け、かつ、働き方改革に関する取組みを実施している場合 5</p>  |
| <p><b>2 障がい者雇用</b></p> <p>障がいのある人（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。この号において、以下「法」という。）に規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）をいう。）を雇用している業者については、次の区分による数値</p> <p>(1)県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する業者で法に規定する雇用状況の報告義務があるものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、法に規定する法定雇用障害者数と同数の障がいのある人を雇用している場合 5</p> <p>(2)(1)の場合において法定雇用障害者数を超えて雇用しているとき (1)に掲げる数値に5を加算した数値</p> |

|  |
|--|
| <p>(3)県内に本店、支店又はこれに準ずる営業所を有する業者で法に規定する雇用状況の報告義務がないものが、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算日現在において、障がいのある人を雇用している場合 (2)に掲げる数値</p>  |
| <p><b>3 出会い・子育て応援</b></p> <p>(1)福岡県による「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき「福岡県子育て応援宣言企業・事業所」の登録を受けている場合 5</p> <p>(2)福岡県による「出会い・結婚応援事業」に基づき、「出会い応援団体」の登録を受けている場合 5</p>   |
| <p><b>4 防災等への取組</b></p> <p>(1)以下のいずれかに該当する場合 5 (複数該当でも5点まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県と「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を締結している場合</li> <li>・福岡県と県内全域を対象とする防災協定を締結している場合</li> <li>・福岡県と災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結する団体の会員であり、災害時対応に協力する者であると同団体が証明する場合</li> <li>・福岡県と「災害時等における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」を締結する福岡県建築物災害対策協議会の構成団体の会員であり、災害時対応に協力する者であると同構成団体が証明する場合</li> </ul> <p>(2)(1)の防災協定に基づく福岡県の要請により、過去3年間に災害時の活動を行った場合 5</p> <p>(3)市町村による「消防団協力事業所」の認定を受けている場合 5</p> <p>(4)口蹄疫等防疫支援に関し、農林事務所長が締結する地域協定において「緊急支援業務協力会社」として定められている場合、または家畜保健衛生所長と協定を締結している場合 5</p> |
| <p><b>5 交通安全・防犯活動</b></p> <p>(1)福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成24年福岡県条例第1号)に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録を受けている場合 5</p> <p>(2)福岡県の「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」の趣旨に賛同し、「女性と子どもの安全みまもり企業」として運動に参加している場合 5</p>   |
| <p><b>6 労働安全衛生への取組</b></p> <p>(1)福岡県による「働く世代をがんから守るがん検診推進事業所」の登録を受けている場合 5</p> <p>(2)建設業労働災害防止協会に加入している場合 5</p> <p>(3)「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」制度に基づく登録を受けている場合 5</p>  |
| <p><b>7 環境への配慮</b></p> <p>(1)福岡県による「エコ事業所」登録制度に基づき登録を受けている場合 5</p> <p>(2)エコアクション21の認証・登録を受けている場合 5</p> <p>(3)県産リサイクル応援事業所として登録を受けた事業所のうち、一定額以上県産リサイクル製品を使用した場合 5</p>   |
| <p><b>8 経営革新</b></p> <p>中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づき「経営革新計画」の承認を受けている場合 5</p>   |
| <p><b>9 道路・河川愛護活動</b></p> <p>(1)福岡県による「さわやか道路美化促進事業」に基づき「実施団体」の認定を受けている場合 5</p> <p>(2)「福岡県企業協働河川愛護事業」に基づき「河川愛護企業」又は「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている場合 5</p>   |
| <p><b>10 人権啓発</b></p> <p>(1)公正採用選考人権啓発推進員を設置し、各公共職業安定所等で実施する公正採用選考に係る研修を受講させた場合 5</p>  |



|   |  |
|---|--|
| (2)福岡県が推進する人権施策に係る研修を受講した場合 5   |  |
| <b>11 建設雇用改善</b>  |  |
| 建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所又は当該事業所に準ずる取組を実施している事業所である場合 5   |  |
| <b>12 農林漁業応援</b>  |  |
| 「ふくおか農林漁業応援団体」に登録されている場合 5  |  |
| <b>13 女性の活躍推進</b>   |  |
| 「女性の活躍推進評価書」による評価を受け、評価書の有効期間中にある場合、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の策定、公表、届出をし、計画期間中にある場合（努力義務となっている事業者に限る。） 5 |  |
| <b>14 暴力団排除活動</b>   |  |
| (1)暴力団から離脱した者を雇用した場合 5  |  |
| (2)不当要求防止責任者講習を受講した場合 5   |  |
| <b>15 介護応援</b>  |  |
| 福岡県による「介護応援宣言企業登録制度」に基づき、「福岡県介護応援宣言企業・事業所」の登録を受けている場合 5   |  |

別表3

**業者等級別格付及び発注基準表**

(1) 土木一式工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額               |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                       |
| A            | 940点以上          | 5,000万円以上             |
| B            | 720点以上 ～ 940点未満 | 2,000万円以上 ～ 5,000万円未満 |
| C            | 550点以上 ～ 720点未満 | 500万円以上 ～ 2,000万円未満   |
| D            | 550点未満          | 500万円未満               |

(2) 建築一式工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額                |
|--------------|-----------------|------------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                        |
| Aa           | 820点以上          | 15,000万円以上             |
| A            | 700点以上 ～ 820点未満 | 9,000万円以上 ～ 15,000万円未満 |
| B            | 610点以上 ～ 700点未満 | 4,500万円以上 ～ 9,000万円未満  |
| C            | 520点以上 ～ 610点未満 | 1,200万円以上 ～ 4,500万円未満  |
| D            | 520点未満          | 1,200万円未満              |

(3) 舗装工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額             |
|--------------|-----------------|---------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                     |
| A            | 870点以上          | 2,000万円以上           |
| B            | 660点以上 ～ 870点未満 | 500万円以上 ～ 2,000万円未満 |
| C            | 660点未満          | 500万円未満             |

(4) 電気工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額               |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                       |
| A            | 710点以上          | 3,000万円以上             |
| B            | 610点以上 ～ 710点未満 | 1,000万円以上 ～ 3,000万円未満 |
| C            | 520点以上 ～ 610点未満 | 400万円以上 ～ 1,000万円未満   |
| D            | 520点未満          | 400万円未満               |

(5) 管工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額               |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                       |
| A            | 710点以上          | 3,000万円以上             |
| B            | 600点以上 ～ 710点未満 | 1,000万円以上 ～ 3,000万円未満 |
| C            | 500点以上 ～ 600点未満 | 400万円以上 ～ 1,000万円未満   |
| D            | 500点未満          | 400万円未満               |

(6) 専門工事

| 業者等級区分及び基準数値 |                 | 請負工事標準額             |
|--------------|-----------------|---------------------|
| 等級           | 資格審査による総合数値     |                     |
| A            | 670点以上          | 1,200万円以上           |
| B            | 580点以上 ～ 670点未満 | 600万円以上 ～ 1,200万円未満 |
| C            | 500点以上 ～ 580点未満 | 200万円以上 ～ 600万円未満   |
| D            | 500点未満          | 200万円未満             |

# 福岡県建設工事競争入札参加者の 格付及び選定要綱の運用について

平成6年8月10日  
6管行第107号  
総務部長通知

本庁各部（課、室）長  
県警本部長  
教 育 長  
各委員会（委員）事務局  
県議会事務局  
各出先機関の長

このことにつきましては、福岡県建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱の一部を改正し、平成6年10月1日から施行することとしておりますが、同要綱の運用につきましては、下記によることといたしましたので、事務処理に遺憾のないよう通知します。

## 記

### 1 業者選定の明確化・具体化について

福岡県が施工する建設工事（以下「県発注工事」という。）において、指名競争に参加する業者の選定については、「福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱」（昭和54年9月22日54管第528号総務部長依命通達。以下「選定要綱」という。）第7条に定められていたところですが、当該業者選定に当たり、より具体化・明確化を図る観点から、選定要綱第7条第1項(1)から(8)までに掲げる事項の運用基準を別紙のとおり定めましたので、運用に当たり十分留意して下さい。

## 県発注工事に係る業者選定の運用基準

| 業者選定に当たっての留意事項 |  |
|----------------|--|
| 1 不誠実な行為の有無    | <p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管行第40号の2総務部長依命通達。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> |
| 2 経営状況         | <p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。</p>  |
| 3 工事成績         | <p>(1) 工事成績評定が特に不良である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>   |
| 4 地理的条件        | <p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>  |
| 5 手持ち工事の状況     | <p>工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案すること。</p>  |
| 6 技術的適性        | <p>以下の事項について総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について同等の施工実績（県工事以外のものを含む。以下同様。）があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>  |
| 7 安全管理の状況      | <p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>  |

業 者 選 定 に 当 た っ て の 留 意 事 項

8 労働福祉の  
状況

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 賃金不払に関する状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。
- (3) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付がなされているかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 社会保険・雇用保険等の加入状況を総合的に勘案すること。
- (5) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。